

# 石川県公報

平成 29 年 3 月 31 日 (金曜日)

号 外

(第 27 号)

## 目 次

訓 令  
○石川県処務規程の一部改正

(行政経営課) 1

## 訓 令

### 石川県訓令第 6 号

庁 中 一 般  
出 先 機 関

石川県処務規程（昭和33年石川県訓令甲第9号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

第19条第1項の表次長を置かない出先機関で内部組織の設けられている出先機関（看護大学、県立大学及び県営病院を除く。）の項中「看護大学、県立大学及び」を削り、同表看護大学の項及び県立大学の項を削る。

第72条の2を削り、第72条の3中「第十条の三第一項」を「第十条の二第一項」に、「第十一條の三第一項」を「第十一條の二第一項」に、「別記様式第二十七号の二〇三」を「別記様式第二十七号の二〇一」に改め、同条を第72条の2とし、第72条の4を第72条の3とし、第72条の5を第72条の4とする。

第73条第2項中「第七十一条の四第三項」を「第七十一条の三第三項」に改める。

別表第1第1号の表部長専決事項の欄第3号3を削り、同号4中「第七十一条の二」を「第七十一条の一」に改め、同号中4を3とし、5を4とし、6を5とし、7を6とし、同表課長専決事項の欄第5号3を削り、同号4中「第七十一条の三」を「第七十一条の二」に改め、同号中4を3とし、5を4とし、6を5とし、7を6とし、同表第2号の表総務部長専決事項の総務課の欄中第4号を削り、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

#### 一 宗教法人法（昭和二十六年法律第百二十六号）

- 第十四条第一項の規定による宗教法人の規則の認証
- 第三十九条第一項の規定による宗教法人の合併の認証
- 第四十六条第一項の規定による宗教法人の任意解散の認証

別表第1第2号の表総務部長専決事項の総務課の欄に次の1号を加える。

#### 五 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）

- 第二十二條第一項の規定による業務方法書の認可
- 第二十二條第一項の規定による料金の上限の認可
- 第二十五條第一項の規定による中期目標の指示
- 第二十六條第一項の規定による中期計画の認可
- 第二十六條第四項の規定による中期計画の変更命令
- 第二十六條の規定による会計監査人の選任
- 第三十九條の規定による会計監査人の解任
- 第四十一條第一項の規定による短期借入金の借入の認可
- 第四十一條第二項の規定による短期借入金の借換の認可
- 第四十二條の二第一項から第三項までの規定による出資等に係る不要財産の納付等の認可

- 11 第四十四条第一項の重要な財産の譲渡及び担保提供の認可
- 12 第二百二十二条第一項の規定による違法行為等の是正命令
- 13 第二百二十二条第二項の規定による違法行為等の是正措置に係る報告の受理

別表第1第2号の表添務課知事決事項の欄に第3号を並び、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

二 宗教法人法

- 1 第二十八条第一項の規定による規則の変更の認証

別表第1第2号の表添務課知事決事項の欄に次の1号を加える。

四 地方独立行政法人法

- 1 第十四条第四項の規定による副理事長及び理事の任命の届出の受理
- 2 第十七条第四項の規定による副理事長及び理事の解任の届出の受理
- 3 第二十七条第一項の年度計画の届出の受理
- 4 第三十四条第一項の規定による財務諸表の承認
- 5 第四十条第三項の規定による利益の残余の処理の承認
- 6 第四十条第四項の規定による積立金の処理の承認
- 7 第四十五条の規定による会計に関する規程の届出の受理
- 8 第五十六条第一項において準用する第四十八条第二項の規定による役員報酬等の支給の基準の届出の受理
- 9 第五十六条第一項において準用する第四十九条第一項の規定による報酬等の支給の基準の通知
- 10 第五十七条第二項の規定による職員の退職手当以外の給与及び退職手当の支給の基準の届出の受理
- 11 第七十六条において読み替えて準用する第十四条第四項の規定による学長を別に任命する大学の学長の任命の届出の受理
- 12 第七十六条において読み替えて準用する第十七条第四項の規定による学長を別に任命する大学の学長の解任の届出の受理
- 13 第二百一十一条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査

別表第1第2号の表企画課課長知事決事項の表添務課の欄に次の1号を加える。

三 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法(平成二十八年法律第三十二号)

- 1 第十条の規定による特定有人国境離島地域の地域社会の維持に関する計画の策定及び内閣総理大臣への提出

別表第1第2号の表企画課課長知事決事項の表添務課の欄及び表添務課知事決事項の欄の次に次のように加える。

企画振興部長専決事項	交通政策課長専決事項
<p>一 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令(平成十四年政令第二十六号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 第七条の規定により知事が行うこととされた自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成十三年法律第五十七号。以下この号において「法」という。)第五条第四項の規定による協議及び同意</li> <li>2 第七条の規定により知事が行うこととされた法第七条第二項の規定による協議及び同意</li> <li>3 第七条の規定により知事が行うこととされた法第二十二條第一項の規定による通知の受理</li> <li>4 第七条の規定により知事が行うこととされた法第二十二條第二項の規定による指示及び公安委員会への通知</li> <li>5 第七条の規定により知事が行うこととされた法第二十二條第二項の規定による公安委員会への営業停止命令の要請</li> </ul>	<p>一 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 第七条の規定により知事が行うこととされた法第八条第二項の規定による通知の受理</li> <li>2 第七条の規定により知事が行うこととされた法第九条第三項の規定による通知の受理</li> <li>3 第七条の規定により知事が行うこととされた法第十三條第三項の規定による届出の受理</li> <li>4 第七条の規定により知事が行うこととされた法第二十一條第二項の規定による報告の徴収、資料の提出要求及び立入検査の実施</li> </ul>

- 6 第七条の規定により知事が行うこととされた法  
第二十二條第三項の規定による協議及び同意
- 7 第七条の規定により知事が行うこととされた法  
第二十四條第二項の規定による協議及び同意

別表第 1 第 2 号の表県民文化局長専決事項の県民交流課の欄及び県民文化局長専決事項の文化振興課の欄中「県民文化局長専決事項」を「県民文化スポーツ部長専決事項」に改め、同表県民文化局長専決事項の県民生活課の欄及び県民生活課長専決事項の欄を次のように改める。

県民文化スポーツ部長専決事項	スポーツ振興課長専決事項
	一 石川県体育施設管理規則 (平成二十九年石川県規則第二十号) 1 第五条第四項及び第五項の規定による利用時間の変更等の承認

別表第 1 第 2 号の表健康福祉部長専決事項の厚生政策課の欄第 1 号 3 中「第四十二條第一項」を「第四十五條の三十六第二項」に改め、同号 5 中「第四十九條第二項」を「第五十條第三項」で、「合併」を「吸収合併」に改め、同号中 19 を 25 とし、18 を 24 とし、17 を 23 とし、16 を 22 とし、15 を 21 とし、14 を 20 とし、13 を 19 とし、12 を 18 とし、11 を 17 とし、10 を 16 とし、9 を 15 とし、同号 8 中「第五十六條第四項」を「第五十六條第八項」に改め、同号中 8 を 14 とし、14 の前に次のように加える。

- 11 第五十六條第五項の規定による社会福祉法人の公表
- 12 第五十六條第六項の規定による社会福祉法人に対する必要な措置の命令
- 13 第五十六條第七項の規定による社会福祉法人に対する業務の停止の命令又は役員解職の勧告

別表第 1 第 2 号の表健康福祉部長専決事項の厚生政策課の欄第 1 号 7 中「第五十六條第二項」を「第五十六條第四項」で、「命令」を「勧告」に改め、同号中 7 を 10 とし、6 を 9 とし、5 の次に次のように加える。

- 6 第五十四條の六第二項の規定による社会福祉法人の新設合併の認可
- 7 第五十五條の二第九項の規定による社会福祉充実計画の承認
- 8 第五十五條の三第一項の規定による社会福祉充実計画の変更の承認

別表第 1 第 2 号の表健康福祉部長専決事項の県民生活課の欄第 1 号 2 中「第四十二條第一項」を「第四十五條の三十六第二項」に改め、同号 4 中「第四十九條第二項」を「第五十條第三項」で、「合併」を「吸収合併」に改め、同号中 17 を 23 とし、16 を 22 とし、15 を 21 とし、14 を 20 とし、13 を 19 とし、12 を 18 とし、11 を 17 とし、10 を 16 とし、9 を 15 とし、8 を 14 とし、7 を 13 とし、同号 6 中「第五十六條第四項」を「第五十六條第八項」に改め、同号中 6 を 12 とし、12 の前に次のように加える。

- 9 第五十六條第五項の規定による社会福祉法人の公表
- 10 第五十六條第六項の規定による社会福祉法人に対する必要な措置の命令
- 11 第五十六條第七項の規定による社会福祉法人に対する業務の停止の命令又は役員解職の勧告

別表第 1 第 2 号の表健康福祉部長専決事項の県民生活課の欄第 1 号 5 中「第五十六條第二項」を「第五十六條第四項」で、「命令」を「勧告」に改め、同号中 5 を 8 とし、4 の次に次のように加える。

- 5 第五十四條の六第二項の規定による社会福祉法人の新設合併の認可
- 6 第五十五條の二第九項の規定による社会福祉充実計画の承認
- 7 第五十五條の三第一項の規定による社会福祉充実計画の変更の承認

別表第 1 第 2 号の表健康福祉部長専決事項の縣政保健福祉課の欄第 1 号 2 中「第四十二條第一項」を「第四十五條の三十六第二項」に改め、同号 4 中「第四十九條第二項」を「第五十條第三項」で、「合併」を「吸収合併」に改め、同号中 17 を 23 とし、16 を 22 とし、15 を 21 とし、14 を 20 とし、13 を 19 とし、12 を 18 とし、11 を 17 とし、10 を 16 とし、9 を 15 とし、8 を 14 とし、7 を 13 とし、同号 6 中「第五十六條第四項」を「第五十六條第八項」に改め、同号中 6 を 12 とし、12 の前に次のように加える。

- 9 第五十六條第五項の規定による社会福祉法人の公表
- 10 第五十六條第六項の規定による社会福祉法人に対する必要な措置の命令
- 11 第五十六條第七項の規定による社会福祉法人に対する業務の停止の命令又は役員解職の勧告

別表第1第2号の表健康福祉部長専決事項の障害保健福祉課の編第1号5中「第五十六条第二項」を「第五十六条第四項」に、「命令」を「勧告」に改め、同号中5を8とし、4の次に次のように加える。

- 5 第五十四条の六第二項の規定による社会福祉法人の新設合併の認可
- 6 第五十五条の二第九項の規定による社会福祉充実計画の承認
- 7 第五十五条の三第一項の規定による社会福祉充実計画の変更の承認

別表第1第2号の表健康福祉部長専決事項の障害衛生課の編第27号7中「くの検査」を「の指定及び検査」に改め、同号8及び9を次のように改める。

- 8 第三十二条第一項の規定による指定検査機関の指定の取消し
- 9 第三十二条第二項の規定による指定検査機関の指定の取消し又は業務の停止の命令

別表第1第2号の表障害衛生課長専決事項の編第27号を次のように改める。

二十七 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律

- 1 第二十三条第一項の規定による指定検査機関の公示
- 2 第二十三条第二項の規定による指定検査機関の名称等の変更の届出の受理
- 3 第二十三条第三項の規定による指定検査機関の変更の公示
- 4 第二十五条第三項の規定による指定検査機関からの報告の受理
- 5 第二十六条第一項の規定による指定検査機関の役員を選任等の認可
- 6 第二十六条第二項の規定による指定検査機関の検査員の選任等の届出の受理
- 7 第二十六条第三項の規定による指定検査機関の役員等の解任の命令
- 8 第二十八条第一項の規定による指定検査機関の業務規程の認可
- 9 第二十八条第二項の規定による指定検査機関の業務規程の変更の命令
- 10 第二十九条第一項の規定による指定検査機関の事業計画等の認可
- 11 第二十九条第二項の規定による指定検査機関からの事業報告書等の受理
- 12 第三十一条の規定による指定検査機関に対する監督命令
- 13 第三十二条第一項の規定による指定検査機関の休廃止の許可
- 14 第三十二条第三項の規定による指定検査機関の休廃止の公示
- 15 第三十二条第三項の規定による指定検査機関の指定の取消し又は業務の停止の命令の公示
- 16 第三十五条第二項の規定による食鳥検査の業務を行う旨又は当該食鳥検査の業務を行う事由がなくなった旨の公示
- 17 第三十七条第二項の規定による指定検査機関からの報告の徴収
- 18 第三十八条第二項の規定による指定検査機関への立入検査

別表第1第2号の表健康福祉部長専決事項の子びと受養課の編第1号2中「第四十三条第一項」を「第四十五条の三十六第二項」に改め、同号4中「第四十九条第二項」を「第五十条第三項」に、「合併」を「吸収合併」に改め、同号中17を23とし、16を22とし、15を21とし、14を20とし、13を19とし、12を18とし、11を17とし、10を16とし、9を15とし、8を14とし、7を13とし、同号6中「第五十六条第四項」を「第五十六条第八項」に改め、同号中6を12とし、12の前に次のように加える。

- 9 第五十六条第五項の規定による社会福祉法人の公表
- 10 第五十六条第六項の規定による社会福祉法人に対する必要な措置の命令
- 11 第五十六条第七項の規定による社会福祉法人に対する業務の停止の命令又は役員解職の勧告

別表第1第2号の表健康福祉部長専決事項の子びと受養課の編第1号5中「第五十六条第二項」を「第五十六条第四項」に、「命令」を「勧告」に改め、同号中5を8とし、4の次に次のように加える。

- 5 第五十四条の六第二項の規定による社会福祉法人の新設合併の認可
- 6 第五十五条の二第九項の規定による社会福祉充実計画の承認
- 7 第五十五条の三第一項の規定による社会福祉充実計画の変更の承認

別表第1第2号の表健康福祉部長専決事項の子育て支援課の編第1号2中「第四十三条第一項」を「第四十五条の三十六第二項」に改め、同号4中「第四十九条第二項」を「第五十条第三項」に、「合併」を「吸収合併」に改め、同号中17を23とし、16を22とし、15を21とし、14を20とし、13を19とし、12を18とし、11を17とし、10を16とし、9を15とし、8を14とし、7を13とし、同号6中「第五十六条第四項」を「第五十六条第八項」に改め、同号中6を12とし、12の前に次のように加える。

- 9 第五十六条第五項の規定による社会福祉法人の公表
- 10 第五十六条第六項の規定による社会福祉法人に対する必要な措置の命令
- 11 第五十六条第七項の規定による社会福祉法人に対する業務の停止の命令又は役員・解職の勧告

別表第1第2号の保健福祉部長専決事項の子令として附録の欄第1号5中「第五十六条第二項」を「第五十六条第四項」に、「命令」を「勧告」に改め、同号中5を8とし、4の次に次のように加える。

- 5 第五十四条の六第二項の規定による社会福祉法人の新設合併の認可
- 6 第五十五条の二第九項の規定による社会福祉充実計画の承認
- 7 第五十五条の三第一項の規定による社会福祉充実計画の変更の承認

別表第1第2号の保健福祉部長専決事項の子令として附録の欄第2号1中「第十三条第二項第一号」を「第十三条第三項第一号」に改め、同表附録部長専決事項の環境政策課の欄中「環境部長専決事項」を「生活環境部長専決事項」に改め、同欄第8号中10を16とし、9を15とし、8を14とし、7を13とし、6を12とし、5を11とし、4を10とし、3を9とし、2を8とし、1を7とし、7の次に次のように加え、同号を同欄第13号とする。

- 1 第六十四条第六項の規定による地盤沈下地域の指定等に関する関係市町長の意見の聴取
- 2 第六十五条の規定による揚水設備についての国等との協議
- 3 第七十一条第一項の規定による地下水採取の許可の取消し
- 4 第七十一条第二項の規定による地下水採取の禁止等の処分
- 5 第七十八条の規定による地下水の採取量の減少等の勧告
- 6 第八十条第二項の規定による地下水使用合理化計画書の内容の変更又は改善の指導及び助言

別表第1第2号の生活環境部長専決事項の環境政策課の欄第13号の次に次の4号を加える。

九 水質汚濁防止法 (昭和四十五年法律第百二十八号)

- 1 第十三条第一項及び第十三条の二第一項の規定による特定施設の構造等に関する改善等の命令
- 2 第十四条の二第四項の規定による事故等の応急措置の命令
- 3 第十四条の三第一項及び第二項の規定による地下水の水質の浄化に係る措置命令
- 4 第十八条の規定による緊急時における排水の量の減少その他必要な措置の命令
- 5 第二十三条第四項の規定による行政機関の長に対する措置の要請
- 6 第二十四条第二項の規定による関係行政機関の長等に対する必要な資料の送付等の要求又は公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止に関する意見の陳述

十 水道法 (昭和二十二年法律第百七十七号)

- 1 第四十条第一項又は第四項の規定による水道用水の緊急応援命令又は対価の裁定

十一 水道法施行令 (昭和二十二年政令第三百三十六号)

- 1 第十四条第一項の規定により知事が行うこととされた水道法第六条第一項の規定による水道事業の経営の認可
- 2 第十四条第一項の規定により知事が行うこととされた水道法第九条第一項 (同法第十条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認可の付款
- 3 第十四条第一項の規定により知事が行うこととされた水道法第十条第一項の規定による水道事業者の給水区域の拡張等の認可
- 4 第十四条第一項の規定により知事が行うこととされた水道法第十一条第一項本文の規定による水道事業の休止又は廃止の許可
- 5 第十四条第一項の規定により知事が行うこととされた水道法第十四条第六項の規定による地方公共団体以外の水道事業者の供給条件の変更の認可
- 6 第十四条第一項の規定により知事が行うこととされた水道法第三十五条第一項の規定による事業の認可の取消し
- 7 第十四条第一項の規定により知事が行うこととされた水道法第三十八条第一項の規定による地方公共団体以外の水道事業者に対する供給条件の変更の認可を申請すべき旨の命令
- 8 第十四条第二項の規定により知事が行うこととされた水道法第二十六条の規定による水道用水供給事業の経営の認可
- 9 第十四条第二項の規定により知事が行うこととされた水道法第三十条第一項の規定による水道用水供給事業者の給水対象等の増加等の認可

- 10 第十四条第三項の規定により知事が行うこととされた水道法第三十一条において読み替えて準用する同法第十一條第一項本文の規定による水道用水供給事業の休止又は廃止の許可
  - 11 第十四条第三項の規定により知事が行うこととされた水道法第三十五条第一項の規定による認可の取消し
  - 12 第十四条第四項の規定により知事が行うこととされた水道法第四十一条の規定による関係者に対する勧告
  - 十二 温泉法(昭和二十三年法律第百二十五号)
    - 1 第三条第一項の規定による土地の掘削の許可
    - 2 第五条第二項の規定による土地の掘削の許可の有効期間の更新
    - 3 第六条第一項又は第七条第一項の規定による土地の掘削の許可を受けた者の地位の承継の承認
    - 4 第七条の二第一項の規定による掘削のための施設等の変更の許可
    - 5 第八条第三項の規定による土地の掘削の工事を完了し、若しくは廃止した者又は土地の掘削の許可を取り消された者に対する災害の防止上必要な措置の命令
    - 6 第九条の規定による土地の掘削の許可の取消し又は措置の命令
    - 7 第九条の二の規定による土地の掘削に伴う災害の防止上必要な緊急の措置の命令又は土地の掘削の停止の命令
    - 8 第十条の規定による原状回復命令
    - 9 第十一条第一項の規定による増掘及び動力の装置の許可
    - 10 第十一条第二項又は第三項において読み替えて準用する第六条第一項又は第七条第一項の規定による増掘又は動力の装置の許可を受けた者の地位の承継の承認
    - 11 第十一条第三項において読み替えて準用する第七条の二第一項の規定による増掘のための施設等の変更の許可
    - 12 第十二条第一項の規定による温泉の採取の制限の命令
    - 13 第十四条第一項の規定による温泉の湧出目的以外の土地の掘削者に対する措置の命令
    - 14 第十四条の二第一項の規定による温泉の採取の許可
    - 15 第十四条の二第二項又は第十四条の四第一項の規定による温泉の採取の許可を受けた者の地位の承継の承認
    - 16 第十四条の七第一項の規定による温泉の採取のための施設等の変更の許可
    - 17 第十四条の八第三項の規定による温泉の採取の事業を廃止し、又は温泉の採取の許可を取り消された者に対する災害の防止上必要な措置の命令
    - 18 第十四条の九の規定による温泉の採取の許可の取消し又は災害の防止上必要な措置の命令
    - 19 第十四条の十の規定による温泉の採取に伴う災害の防止上必要な緊急の措置の命令又は温泉の採取の停止の命令
    - 20 第十九条第三項の規定による登録分析機関登録簿への登録
    - 21 第十九条第五項の規定による申請者への通知
    - 22 第二十二條の規定による登録分析機関の登録の抹消
    - 23 第二十五条の規定による登録分析機関の登録の取消し
- 別表第一第2号の表生活環境部知事官の職域登録簿の欄中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。
- 三 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成十七年法律第五十一号)
- 1 第十八条第一項の規定による特定特殊自動車の使用者に対する技術基準に適合させるための命令
- 別表第一第2号の表環境部知事官の職域登録簿の欄第8号中2を3とし、1を2とし、2の次に次のように加え、回号を同欄第14号とする。
- 1 第八十条第一項の規定による地下水使用合理化計画書の受理
- 別表第一第2号の表環境部知事官の職域登録簿の欄第14号の前に次の5号を加える。
- 九 水道法
- 1 第三十二条の規定による専用水道の確認
  - 2 第三十四条第一項において読み替えて準用する第十三条第一項の規定による届出の受理
  - 3 第三十四条第一項において読み替えて準用する第二十四条の三第二項の規定による届出の受理
  - 4 第四十条第八項の規定による報告の徴収並びに事務所及び施設のある場所への立入検査
- 十 水道法施行令

- 1 第十四条第一項の規定により知事が行うこととされた水道法第十条第三項の規定による届出の受理
  - 2 第十四条第一項の規定により知事が行うこととされた水道法第十一条第二項（第十四条第二項の規定により知事が行うこととされた同法第三十一条において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理
  - 3 第十四条第一項の規定により知事が行うこととされた水道法第十二条第一項（第十四条第二項の規定により知事が行うこととされた同法第三十一条において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理
  - 4 第十四条第一項の規定により知事が行うこととされた水道法第十四条第五項の規定による届出の受理
  - 5 第十四条第一項及び第二項の規定により知事が行うこととされた水道法第二十四条の三第二項の規定による届出の受理
  - 6 第十四条第二項の規定により知事が行うこととされた水道法第三十条第三項の規定による届出の受理
- 十一 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号）
- 1 第四条第三項の規定による他の県に対する県計画策定の要請
  - 2 第四条第四項の規定による河川管理者に対する通知及び意見の申述
  - 3 第五条第三項の規定による水道事業者の意見の聴取
  - 4 第五条第七項の規定による関係県の意見の聴取、関係市町等との協議及び対象水道事業者等の同意の取得
  - 5 第五条第八項の規定による県計画の主務大臣への報告、関係者への送付及び公表
  - 6 第六条第一項の規定による下水道管理者に対する県計画案の作成提出の要求
  - 7 第十条第三項の規定による水質記録の通知

十二 温泉法

- 1 第八条第一項の規定による掘削の工事の完了又は廃止の届出の受理
- 2 第十四条の五第一項の規定による可燃性天然ガスの濃度の確認
- 3 第十四条の五第三項の規定による可燃性天然ガスの濃度の確認の取消し
- 4 第十四条の六第二項の規定による可燃性天然ガスの濃度の確認を受けた者の地位の承継の届出の受理
- 5 第十四条の八第一項の規定による温泉の採取の事業の廃止の届出の受理
- 6 第二十条の規定による変更の届出の受理
- 7 第二十一条第一項の規定による温泉成分分析業務の廃止の届出の受理
- 8 第二十八条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査の実施
- 9 第三十条の規定による温泉利用施設又は管理方法の改善に関する指示
- 10 第三十四条第一項の規定による報告の徴収

十三 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）

- 1 第十二条の二第二項の規定による登録
- 2 第十二条の四の規定による登録の取消し
- 3 第十二条の五の規定による報告の徴収、立入検査及び質問

別表第1第2号の表環境部長専決事項の欄中第7号を第8号とし、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

一 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律

- 1 第二十八条第二項の規定による特定特殊自動車を業として使用する者に対する指導及び助言
- 2 第二十九条第二項の規定による特定特殊自動車の使用者に対する報告の徴収
- 3 第三十条第二項の規定による特定特殊自動車の使用者に対する立入検査

別表第1第2号の表環境部長専決事項の欄中「環境部長専決事項」を「生活環境部長専決事項」に改め、同表中環境部長専決事項の水環境創造課の欄及び水環境創造課専決事項の欄を削り、同表環境部長専決事項の廃棄物対策課の欄中「環境部長専決事項」を「生活環境部長専決事項」に改め、同欄第6号2を次のように改める。

- 2 第十二条の規定による保管事業者に対する高濃度ポリ塩化ヒフエニル廃棄物の改善命令及び命令書の交付

別表第1第2号の表生活環境部長専決事項の廃棄物対策課の欄第6号に次のように加える。

- 3 第十三条の規定による高濃度ポリ塩化ヒフエニル廃棄物の処分等措置及び公告
- 4 第十五条において読み替えて準用する第十二条の規定による保管事業者に対するポリ塩化ヒフエニル廃棄物の改善命令及び命令書の交付

別表第1第2号の表生活環境部長専決事項の廃棄物対策課の欄第7号中「下水道法」の下に「(昭和三十三年法律

第七十九号)を改正、同号1中「水環境創造課」を「都市計画課」に改め、同号2中「下水道法施行令」の下に「(昭和二十四年政令第百四十七号)」を改正、同表廃棄物対策課規程決事案の編第6号2中「第八条」を「第八条第一項」に、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物」を「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物」に、「又は」を「及び」に改め、同号3中「ポリ塩化ビフェニル廃棄物」を「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物」に、「又は」を「及び」に改め、同号7中「第十八条第一項」を「第二十五条第一項」に、「の収去」を「若しくは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であることの疑いのある物の収去」に改め、同号7を同号23とし、同号6中「第十七条」を「第二十四条」に改め、同号中6を22として、22の語に次のように加える。

- 13 第十八条第二項第二号の規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄に関する届出の受理
- 14 第十九条において読み替えて準用する第八条第一項の規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の見込みに関する届出の受理
- 15 第十九条において読み替えて準用する第九条の規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の見込みの公表
- 16 第十九条において読み替えて準用する第十条第二項の規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の終了に関する届出の受理
- 17 第十九条において読み替えて準用する第十条第四項の規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の届出事項の変更に関する届出の受理
- 18 第十九条において読み替えて準用する第十一条の規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有事業者に対する指導及び助言
- 19 第十九条において読み替えて準用する第十六条第二項の規定による所有事業者の地位を承継した旨の届出の受理
- 20 第十九条において読み替えて準用する第二十四条の規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄に関する報告の徴収
- 21 第十九条において読み替えて準用する第二十五条第一項の規定による事務所等の立入検査又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品若しくは高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品であることの疑いのある物の収去

別表第一第2号の表廃棄物対策課規程決事案の編第6号5を並び、同号4中「第十二条第二項」を「第十六条第二項」に、「事業者」を「保管事業者」に改め、同号中4を12とし、3の次に次のように加える。

- 4 第十条第二項の規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分の終了に関する届出の受理
- 5 第十条第三項第二号の規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分に関する届出の受理
- 6 第十条第四項の規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の届出事項の変更に関する届出の受理
- 7 第十一条の規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者に対する指導及び助言
- 8 第十五条において準用する第八条第一項の規定によるポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況に関する届出の受理
- 9 第十五条において準用する第九条の規定によるポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況の公表
- 10 第十五条において読み替えて準用する第十条第二項の規定によるポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分の終了に関する届出の受理
- 11 第十五条において準用する第十一条の規定によるポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者に対する指導及び助言

別表第一第2号の表廃棄物対策課規程決事案の編第7号1中「第八条第四号」を「第二十六条第一項第六号」に改め、同号中1を5として、5の語に次のように加える。

- 1 第十条第二項の規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者の保管の場所の変更の届出の受理
- 2 第十一条の規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分する者の保管の場所の変更の届出の受理
- 3 第二十一条の規定によるポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者等の保管の場所の変更の届出の受理
- 4 第二十六条第一項第五号の規定によるポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理技術の試験研究又は処理施設における試運転を目的とする場合の認定

別表第一第2号の表廃棄物対策課規程決事案の編第7号に次のように加える。

- 6 第二十六条第二項の規定によるポリ塩化ビフェニル廃棄物を譲り受けた旨の届出の受理
- 7 第二十八条の規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所の変更の届出の受理
- 8 第二十六条の規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を譲り受けた旨の届出の受理

別表第 1 第 2 号の表環境部長専決事項の自然環境課の欄中「環境部長専決事項」を「生活環境部長専決事項」に改め、同欄及び自然環境課長専決事項の欄の次に次のように加える。

生活環境部長専決事項	生活安全課長専決事項
<p>一 消費生活協同組合法 (昭和二十二年法律第二百号)</p> <p>1 第十条第三項ただし書の規定による共済事業を行う消費生活協同組合 (以下「組合」という。)又は連合会が他の事業を行う場合の承認</p> <p>2 第十二条第四項第二号及び第三号の規定による組合の組合員以外の者に対する事業の利用の許可</p> <p>3 第三十条の二第二項の規定による組合の役員に欠員を生じた場合における一時役員職務を行うべき者の選任</p> <p>4 第四十条第四項の規定による組合の定款の変更の認可</p> <p>5 第四十条第五項の規定による組合の共済事業規約の設定、変更又は廃止の認可</p> <p>6 第四十条第六項の規定による組合の貸付事業規約の設定、変更又は廃止の認可</p> <p>7 第五十条の四ただし書の規定による共済事業に係る経理の他の経理への資金運用等の承認</p> <p>8 第五十条の五の規定による共済金等の支払能力の充実の状況に関する基準の設定</p> <p>9 第五十条の九第一項ただし書の規定による価格変動準備金の全部又は一部の金額を積立てしないことの認可</p> <p>10 第五十条の九第二項ただし書の規定による価格変動準備金の取崩しに係る認可</p> <p>11 第五十条の十二第三項の規定による共済計理人への説明又は意見の要求</p> <p>12 第五十条の十三の規定による共済計理人の解任命令</p> <p>13 第五十条の十四ただし書の規定による資産運用の方法等の承認</p> <p>14 第五十三条の四第三項の規定による契約条件の変更の申出の承認</p> <p>15 第五十三条の五の規定による共済契約の解約に係る業務の停止等の命令</p> <p>16 第五十三条の十第一項の規定による共済調査人の選任</p> <p>17 第五十三条の十第二項の規定による共済調査人が調査すべき事項及び期限の設定</p> <p>18 第五十三条の十第三項の規定による共済調査人の解任</p> <p>19 第五十三条の十三第一項の規定による契約条件の変更に係る承認</p> <p>20 第五十三条の十七第二項ただし書の規定による基準議決権数を超える議決権の保有の承認</p>	<p>一 消費生活協同組合法</p> <p>1 第五十条の二第五項の規定による共済事業の譲渡等に係る届出の受理</p> <p>2 第九十二条の二第一項及び第二項の規定による決算関係書類等の提出の受理</p>

- 21 第五十八条の規定による組合の設立の認可
- 22 第六十二条第二項の規定による組合の解散の認可
- 23 第六十三条第一項ただし書の規定による解散組合の継続の認可
- 24 第六十九条第一項の規定による組合の合併の認可
- 25 第九十三条の規定による報告の徴収
- 26 第九十三条の二の規定による報告の徴収
- 27 第九十四条の規定による検査の実施
- 28 第九十四条の二第一項の規定による定款又は規約に定めた事項の変更等の命令
- 29 第九十四条の二第二項の規定による監督上必要な命令
- 30 第九十四条の二第四項の規定による認可の取消し
- 31 第九十四条の二第五項の規定による業務停止命令若しくは役員解任命令又は認可の取消し
- 32 第九十五条第一項の規定による措置命令及び同条第二項の規定による役員解任命令又は事業の全部若しくは一部の停止命令
- 33 第九十五条第三項の規定による組合の解散命令
- 34 第九十六条第一項の規定による総会における議決又は選挙若しくは当選の取消し
- 一 不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)
  - 1 第四条第二項の規定による資料の提出要求
  - 2 第六条の規定による措置命令
  - 3 第九条第一項の規定による報告の徴収、物件の提出命令及び立入検査等
- 二 家庭用品品質表示法(昭和三十七年法律第百四号)
  - 1 第四条第一項の規定による販売業者に対する表示事項等の指示
  - 2 第四条第三項の規定による販売業者の公表
  - 3 第十条第一項の規定による申出(販売業者に係る表示に関するものに限る。)の受理
  - 4 第十条第二項の規定による申出(販売業者に係る表示に関するものに限る。)の調査
  - 5 第十九条第二項の規定による販売業者の店舗等への立入検査
- 四 消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)
  - 1 第四十一条第一項の規定による販売業者の店舗等への立入検査
  - 2 第四十二条第一項の規定による販売業者に対する特定製品の提出命令
- 五 割賦販売法(昭和三十六年法律第百五十九号)

- 一 家庭用品品質表示法
  - 1 第十九条第二項の規定による販売業者からの報告の徴収
- 三 消費生活用製品安全法
  - 1 第四十条第一項の規定による販売業者からの報告の徴収
- 四 割賦販売法

- 1 第三十五条の三の二十一第一項の規定による個別信用購入あつせん業者に対する業務改善命令
- 2 第三十五条の三の三十二第二項の規定による個別信用購入あつせん業者に対する業務停止命令
- 3 第四十条第三項の規定による個別信用購入あつせん業者に対する報告の徴収及び物件の提出命令
- 4 第四十条第九項の規定による個別信用購入あつせん業者と密接な関係を有する者に対する報告の徴収及び資料の提出命令
- 5 第四十一条第一項及び第五項の規定による許可制賦販売業者、個別信用購入あつせん業者、個別信用購入あつせん業者と密接な関係を有する者又は前払式特定取引業者に対する立入検査
- 六 特定商取引に関する法律(昭和三十五年法律第五十七号)
  - 1 第六条の二の規定による訪問販売に係る販売業者等に対する資料の提出要求
  - 2 第七条の規定による訪問販売に係る販売業者等に対する指示
  - 3 第八条の規定による訪問販売に係る販売業者等に対する業務停止命令等
  - 4 第十二条の二の規定による通信販売に係る販売業者等に対する資料の提出要求
  - 5 第十四条の規定による通信販売に係る販売業者等に対する指示
  - 6 第十五条の規定による通信販売に係る販売業者等に対する業務停止命令等
  - 7 第二十一条の二の規定による電話勧誘販売に係る販売業者等に対する資料の提出要求
  - 8 第二十二条の規定による電話勧誘販売に係る販売業者等に対する指示
  - 9 第二十三条の規定による電話勧誘販売に係る販売業者等に対する業務停止命令等
  - 10 第三十四条の二及び第三十六条の二の規定による連鎖販売業に係る統括者等に対する資料の提出要求
  - 11 第三十八条の規定による連鎖販売業に係る統括者等に対する指示
  - 12 第三十九条の規定による連鎖販売業に係る統括者等に対する連鎖販売取引等の停止命令等
  - 13 第四十三条の二及び第四十四条の二の規定による特定継続的役務提供に係る役務提供事業者等に対する資料の提出要求
  - 14 第四十六条の規定による特定継続的役務提供に係る役務提供事業者等に対する指示
  - 15 第四十七条の規定による特定継続的役務提供に係る役務提供事業者等に対する業務停止命令等

- 1 第四十条第一項及び第五項の規定による許可制賦販売業者又は前払式特定取引業者に対する報告の徴収

- 16 第五十二条の二及び第五十四条の二の規定による業務提供誘引販売業を行う者に対する資料の提出要求
- 17 第五十六条の規定による業務提供誘引販売業を行う者等に対する指示
- 18 第五十七条の規定による業務提供誘引販売業を行う者等に対する業務提供誘引販売取引等の停止命令等
- 19 第五十八条の十二の規定による訪問購入に係る購入業者に対する指示
- 20 第五十八条の十三の規定による訪問購入に係る購入業者に対する業務停止命令等
- 21 第六十条の規定による訪問販売等に係る取引に関する申出の受理及び措置の実施
- 22 第六十六条第一項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による訪問販売等に係る販売業者等に対する報告の徴収、物件の提出命令及び立入検査
- 23 第六十六条第二項(同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による訪問販売等に係る販売業者等と密接な関係を有する者に対する報告の徴収、資料の提出命令及び立入検査
- 24 第六十六条第三項(同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による訪問販売等に係る販売業者等と取引する者に対する報告の徴収及び資料の提出命令
- 25 第六十六条第四項の規定による電気通信事業者等に対する報告の徴収
- 七 消費者安全法(平成二十一年法律第五十号)
- 1 第四十五条第一項の規定による事業者に対する報告の徴収、立入調査及び物品の集取
- 八 石川県安全安心な消費生活社会づくり条例(平成十六年石川県条例第十八号)
- 1 第八条第二項の規定による危険な商品等の供給の中止等に関する指導及び勧告
- 2 第九条第一項の規定による商品の提出
- 3 第十一条第二項の規定による不適正な取引行為の是正に関する指導及び勧告
- 4 第十四条第二項の規定による規格、表示等の基準の遵守に関する指導及び勧告
- 5 第二十一条第四項の規定による申出の内容等の公表
- 6 第二十五条第一項及び第二項の規定による審査会への調停の申出等
- 7 第二十五条第三項の規定による審議の結果等の公表
- 8 第三十条の規定による特別の調査を要する商品

五 石川県安全安心な消費生活社会づくり条例

- 1 第二十一条第三項の規定による申出者への通知
- 2 第三十二条の規定による意見陳述の機会の付与

の指定	
9 第三十一条第二項の規定による指定生活関連商品の流通の円滑化等に関する報告	
10 第三十二条第一項の規定による報告徴収及び立入調査	
11 第三十四条の規定による公表	

別表第1第2号の表商工労働部専決事項の経済支援課の欄第2号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に改め、同号1中「第九条」を「第八条」に改め、同欄中第11号を第12号とし、第3号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

二 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行令 (平成二十年政令第二百四十五号)

- 1 第二条の規定により知事が行うこととされた中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律 (平成二十年法律第三十三号) 第十二条第一項の規定による認定

別表第1第2号の表経済支援課専決事項の欄第2号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に改め、同号1中「第十条」を「第九条」に改め、同欄中第13号を第14号とし、第3号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

二 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行令

- 1 第二条の規定により知事が行うこととされた中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十五条第一項の規定による指導及び助言

別表第1第2号の表農林水産部長専決事項の農業政策課の欄中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第16号までを1号ずつ繰り上げ、同表農業政策課長専決事項の欄中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同表農林水産部長専決事項の森林管理課の欄第1号中8を10とし、7を9とし、6を8とし、5を7とし、4を6とし、3の次に次のように加える。

- 4 第十条の十一の四第一項の規定による裁定 (第十条の十一の六第一項において読み替えて準用する場合を含む。)
- 5 第十条の十一の五第一項の規定による裁定

別表第1第2号の表農林水産部長専決事項の森林管理課の欄中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

十 分収林特別措置法 (昭和三十二年法律第五十七号)

- 1 第六条第一項の規定による届出事項を変更すべき旨の報告
- 2 第六条第二項の規定による報告に従わなかつた旨の公表
- 3 第八条第二項の規定による造林又は育林を行うべき旨の報告
- 4 第八条第三項において準用する第六条第二項の規定による報告に従わなかつた旨の公表

別表第1第2号の表森林管理課長専決事項の欄第1号中11を13とし、10を12とし、9を11とし、8を10とし、7を9とし、6を8とし、5を7とし、4を6とし、3の次に次のように加える。

- 4 第十条の十一の五第一項の規定による通知及び公告
- 5 第十条の十二の六第一項の規定による通知及び公告

別表第1第2号の表森林管理課長専決事項の欄中第6号を第8号とし、同号の前に次の1号を加える。

七 分収林特別措置法

- 1 第五条第一項の規定による分収林契約に係る募集又は途中募集の届出の受理
- 2 第五条第二項の規定による変更の届出の受理
- 3 第七条の規定による変更の届出の受理
- 4 第九条の規定による報告の徴収
- 5 第十一条第一項の規定による分収林契約の契約事項の変更の承認

別表第1第2号の表森林管理課長専決事項の欄中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

五 森林組合法

- 1 第百条の二十二第一項の規定による組織変更の認可

別表第1第2号の表農林水産部長専決事項の水産課の欄第12号中「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」の下

に「(昭和二十六年法律第九十七号)」を加え、同表土木部長専決事項の監理課の欄第1号中「土地収用法」の下に「(昭和二十六年法律第二百十九号)」を加え、同表土木部長専決事項の河川課の欄中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第9号中を1号ずつ繰り上げ、同表土木部長専決事項の砂防課の欄第4号1中「第六条第一項」を「第七条第一項」に改め、同号2中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改め、同表砂防課長専決事項の欄第5号1中「第六条第三項」を「第七条第三項」に改め、同号2中「第六条第五項」を「第七条第五項」に改め、同号3中「第八条第三項」を「第九条第三項」に改め、同号4中「第八条第五項」を「第九条第五項」に改め、同表土木部長専決事項の都市計画課の欄第1号中「水環境創造課及び」を削り、同欄に次の3号を加える。

#### 九 下水道法

- 1 第四条第二項の規定による公共下水道（県が設置するものを除く。）及び流域関連公共下水道（県が設置するものを除く。）の協議
- 2 第二十五条の十一の規定による流域下水道の事業計画の決定
- 3 第二十五条の十五の規定による流域下水道の使用の一時制限
- 4 第二十五条の十六の規定による流域下水道の損傷防止等のための原因調査等及び必要な措置の命令
- 5 第二十五条の十八において準用する第十二条の五の規定による特定施設から排出される汚水の処理方法に関する計画の変更等の命令
- 6 第二十五条の十八において読み替えて準用する第十三条の規定による排水設備等の検査
- 7 第二十五条の十八において準用する第十五条の規定による兼用工作物の工事の施行等の命令
- 8 第二十五条の十八において準用する第十七条の規定による兼用工作物に係る流域下水道の管理費用の決定
- 9 第二十五条の十八において準用する第十八条の規定による流域下水道を損傷させた者に対する工事負担金の決定
- 10 第二十五条の十八において読み替えて準用する第十八条の二の規定による特定賦課金の納入に係る水質汚濁原因者負担金の決定
- 11 第三十一条の二の規定による流域下水道により利益を受ける市町に対する負担金の決定
- 12 第三十七条第一項の規定による下水道法施行令第二十四条の三第一項に規定する下水道に係る工事又は維持管理に関する指示
- 13 第三十七条第三項の規定による下水道法施行令第二十四条の三第二項に規定する下水道に係る維持管理に関する指示
- 14 第三十七条の二の規定による特定施設の構造等の改善命令及び特定施設の使用等の停止命令
- 15 第三十八条第一項及び第二項の規定による許可等の取消し若しくは条件の変更又は工事の中止等の措置命令
- 16 第三十八条第六項の規定による補償原因者に対する求償の決定
- 17 第三十九条第一項の規定による下水道法施行令第二十四条の四第一項に規定する権限の行使に必要な報告の徴収
- 18 第四十一条の規定による行為の制限に係る協議

#### 十 浄化槽法

- 1 第五十七条の規定による水質に関する検査業務を行う者の指定

#### 十一 ふるさと石川の環境を守り育てる条例

- 1 第六十条第一項の規定による浄化槽保守点検業者の登録の取消し及び浄化槽保守点検業の停止の命令

別表第1欄2中の都市計画課長専決事項の欄第1号中「水環境創造課及び」を削り、同欄に次の3号を加える。

#### 七 下水道法

- 1 第二十五条の十四の規定による流域下水道の供用開始等の通知
- 2 第二十五条の十八において準用する第十一条の二の規定による流域下水道の使用開始等の届出の受理
- 3 第二十五条の十八において準用する第十二条の三の規定による流域下水道の利用者が行う特定施設の設置届の受理
- 4 第二十五条の十八において準用する第十二条の四の規定による流域下水道の利用者が行う特定施設の構造等の変更の届出の受理
- 5 第二十五条の十八において準用する第十二条の六の規定による特定施設の設置等の制限期間の短縮
- 6 第二十五条の十八において準用する第十二条の七の規定による特定施設の設置者氏名の変更等の届出の受理
- 7 第二十五条の十八において準用する第十二条の八第三項の規定による特定施設を譲り受けた者等が行う地位

## 承継の届出の受理

- 8 第二十五条の十八において準用する第十六条の規定による流域下水道管理者以外の者の行う工事等の承認
- 9 第三十二条の規定による流域下水道の工事等のための土地の立入り
- 10 第三十六条の規定による国有地の無償貸付け又は譲与の申請
- 11 第三十九条の二の規定による特定施設の設置者等からの報告の徴取

## 八 下水道法施行令

- 1 第十七条の十の規定による流域下水道の施設に物件を設置させることの承認
- 2 第十七条の十一の規定による流域下水道の施設に物件を設置させることの承認

## 九 ふるさと石川の環境を守り育てる条例

- 1 第五十条第一項の規定による浄化槽保守点検業者の登録
- 2 第五十条第三項の規定による浄化槽保守点検業者登録簿の謄本の交付及び閲覧の承認
- 3 第五十二条第一項の規定による営業区域の変更の登録
- 4 第五十三条第二項の規定による浄化槽保守点検業者登録簿の記載事項の変更
- 5 第五十四条の規定による浄化槽保守点検業者の廃業等の届出の受理
- 6 第五十五条第一項の規定による浄化槽保守点検業者の登録の抹消
- 7 第六十条第三項の規定による浄化槽保守点検業者の処分の通知
- 8 第六十一条第一項の規定による報告の徴取
- 9 第六十一条第二項の規定による立入検査

別表第1第2号の表土木部長専決事項の公園緑地課の欄第1号及び公園緑地課長専決事項の欄第1号中「水環境創造課及び」を削り、同表土木部長専決事項の建築住宅課の欄第1号中65を66とし、64を65とし、63を64とし、62を63とし、61を62とし、60を61とし、59を60とし、58を59とし、57を58とし、56を57とし、55を56とし、54を55とし、53を54とし、52を53とし、51を52とし、50を51とし、49を50とし、48を49とし、47を48とし、46を47とし、45を46とし、44を45とし、43を44とし、42を43とし、41を42とし、40を41とし、39を40とし、38を39とし、37を38とし、36を37とし、35を36とし、34を35とし、33を34とし、32を33とし、31を32とし、30を31とし、29を30とし、28を29とし、27を28とし、26を27とし、25を26とし、24を25とし、23を24とし、22を23とし、21を22とし、20を21とし、同号19中「第六十七条の二第九項第二号」を「第六十七条の二第九項第一号」に改め、同号19を同号20とし、同号18中「第六十七条の二第五項第二号」を「第六十七条の二第五項第一号」に改め、同号18を同号19とし、同号17中「第六十七条の二第三項第二号」を「第六十七条の二第三項第一号」に改め、同号17を同号18とし、同号16中「第六十条の二第一項ただし書」を「第六十条の二第二項ただし書」に改め、同号中16を17とし、15の次に次のように加える。

- 16 第六十条の二第二項第三号の規定による特定用途誘導地区内における建築物の容積率及び建築面積の特例の許可

別表第1第2号の表土木部長専決事項の建築住宅課の欄中第19号を削り、第20号を第19号とし、第21号を第20号とし、第22号を第21号とし、同欄第23号中2を6とし、1を5とし、5の前に次のように加え、同号を同欄第22号とする。

- 1 第十四条第一項の規定による措置命令
- 2 第十四条第二項の規定による措置の要請
- 3 第十六条第二項の規定による措置命令
- 4 第十九条第三項の規定による措置命令

別表第1第2号の表土木部長専決事項の建築住宅課の欄に次の1号を加える。

## 二十二 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成二十八年国土交通省令第五号)

- 1 第八条の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定の委任の公示
- 2 第九条の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定の委任の解除の公示

別表第1第2号の表建築住宅課長専決事項の欄第2号5中「第三号」を「第四号」に、「接道」を「道に関する基準」に改め、同欄中第22号を削り、第23号を第22号とし、第24号を第23号とする。

別表第2各出先機関の長共通の項第4号3を削り、同号4中「第七十一条の三」を「第七十一条の二」に改め、同号中4を3とし、5を4とし、6を5とし、7を6とし、同表土木総合事務所長の項第25号5中「第三十六条第三項」を「第三十六条第四項」に改め、同項第26号1中「第二十一条」を「第十九条」に、「避難立ち退き」を「避難のための立ち退き」に改め、同号2中「第二十三条」を「第三十条」に改め、同項第30号中2を削り、1を2とし、2の

前に次のように加える。

1 第三条第一項の規定による関係市町長の意見の聴取

別表第2土木総合事務所長の項第32号2及び3中「第二十一条第二項」を「第三十条第二項」に改め、同号4中「第十一条」を「第十条第一項」に改め、同号5中「第十二条」を「第十三条」に改め、同号6中「第十三条」を「第十四条」に改め、同号7中「第十五条」を「第十六条第二項」に改め、「特定開発行為の許可申請に対する許可又は不許可の処分及びその」を削り、同号8中「第十六条」を「第十七条第一項」に改め、同号9中「第十七条」を「第十八条」に改め、同号10中「第十九条」を「第二十条」に改め、同号11中「第二十条」を「第二十一条」に改め、同号12中「第二十一条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同号13中「第二十一条」を「第二十三条」に改め、同号14中「第二十五条第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同号15中「第十九条第一項及び第二項」を「第三十一条」に改め、同項第43号5中「第四項」を「第五項」に改め、同項中第44号を削り、第45号を第44号とし、第46号から第48号までを1号ずつ繰り上げ、第49号を削り、第50号を第48号とし、第51号を第49号とし、第52号を第50号とし、同項第53号中6を23とし、5を22とし、4を21とし、3を20とし、2を19とし、1を18とし、18の前に次のように加え、同号を同項第51号とする。

- 1 第八条の規定による指導及び助言
- 2 第十二条第一項及び第二項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定
- 3 第十二条第三項の規定による通知書の交付
- 4 第十二条第四項の規定による通知書の交付
- 5 第十二条第五項の規定による通知書の交付
- 6 第十三条第二項及び第三項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定
- 7 第十三条第四項の規定による通知書の交付
- 8 第十三条第五項の規定による通知書の交付
- 9 第十三条第六項の規定による通知書の交付
- 10 第十六条第一項の規定による措置の指示
- 11 第十六条第三項の規定による措置の協議
- 12 第十七条第一項の規定による報告の徴収又は立入検査
- 13 第十九条第一項の規定による届出の受理
- 14 第十九条第二項の規定による措置の指示
- 15 第二十条第二項の規定による通知の受理
- 16 第二十条第三項の規定による措置の協議
- 17 第二十一条第一項の規定による報告の徴収又は立入検査

別表第2土木総合事務所長の項第54号中「(平成二十八年国土交通省令第五号)」を削り、同号2中「第八条第一項」を「第三十一条第一項」とし、同号中2を4とし、4の前に次のように加える。

3 第二十九条に規定する軽微な変更該当していることを証する書面の交付

別表第2土木総合事務所長の項第54号1中「第三条第一項(第六条)」を「第二十五条第一項(第十八条)」に改め、同号中1を2とし、2の前に次のように加え、同号を同項第52号とする。

1 第十一条に規定する軽微な変更該当していることを証する書面の交付

別記様式第27号の2の2を削り、別記様式第27号の2の3中「第72条の3関係」を「第72条の2関係」に改め、同様式を別記様式第27号の2の2とする。

別記様式第27号の3を次のように改める。

別記様式第27号の3 (第72条の3 関係)

育 児 休 業 承 認 請 求 書

年 月 日

石川県知事 様

請求者 所 属 \_\_\_\_\_  
職 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_

次のとおり 育 児 休 業 の承認を請求します。  
育児休業の期間の延長

1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄 等	
	生 年 月 日	年 月 日生
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の延長 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業の期間の延長 (再度の育児休業、再度の育児休業の期間の延長又は非常勤職員の1歳6か月までの子の 育児休業が必要な事情を記入) ..... .....	
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで	
4 既に育児休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
5 配偶者	氏 名	
	育児休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
6 備考		

- (注) 1 この請求書(非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書などのいずれか)を添付すること(写しでも可)。
- 2 「2 請求の内容」欄の「非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業」とは、石川県職員等の育児休業等に関する条例(以下「条例」という。)第2条の3第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。
- 3 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 4 非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業をしようとする場合は、所属、職、氏名、「3 請求期間」欄及び「4 既に育児休業をした期間」欄のみを記入すること。
- 5 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子の育児休業又は1歳6か月までの子の育児休業をしようとする場合(条例第2条の3第2号又は第3号に掲げる場合に該当して育児休業の承認を請求する場合)に記入すること。
- 6 「6 備考」欄には、(ア)請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合(当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員(当該期間内に産後休暇(勤務時間条例第9条第3号又は石川県職員等の育児休業に関する規則(平成4年石川県人事委員会規則第4号)第1条の3第2号ニに掲げる場合における休暇をいう。)により勤務しなかつた職員を除く。)が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。)、その氏名、請求者との続柄等及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 7 該当する□に、レ印を記入すること。

別記様式第27号の4中「第72条の4、第72条の5関係」を「第72条の3、第72条の4関係」に、「育児休業の承認」を「育児休業等の承認」に改め、同様式中(注)4を(注)5とし、(注)3を(注)4とし、(注)2の次に次のように加える。

3 子の出生前に提出する場合は、「2 育児休業等の承認の請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。

別記様式第27号の5中「第72条の4、第72条の5、第73条関係」を「第72条の3、第72条の4、第73条関係」に、

「 育児休業等に係る子と離縁した(養子縁組の取消しを含む。)」を

育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。

「 育児休業等に係る子と離縁した。

育児休業等に係る子との養子縁組が取り消された。

育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。

育児休業等に係る子についての民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が に改める。終了した。

育児休業等に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された。 」

別記様式第27号の6中「第72条の4、第72条の5、第73条関係」を「第72条の3、第72条の4、第73条関係」に改める。

別記様式第27号の7中「第72条の4関係」を「第72条の3関係」に改める。

別記様式第27号の7の2中「第72条の5関係」を「第72条の4関係」に、「」を

「」に改め、同様式(注)1中「続柄及び」を「続柄等及び」に改め、同様式(注)4を同様式(注)5とし、同様式(注)3中「続柄及び」を「続柄等及び」に改め、同様式中(注)3を(注)4とし、(注)2を(注)3とし、(注)1の次に次のように加える。

2 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。

別記様式第27号の8中「」を「」に改め、同様式(注)1中「続柄及び」を「続柄等及び」に改め、同様式(注)2中「育児時間」の次に「及び介護時間」を加える。

別記様式第27号の16を次のように改める。

別記様式第27号の16 (第73条の5 関係)

配偶者同行休業承認申請書

石川県知事		年 月 日
様 申請者 所 属		
下記のとおり 配偶者同行休業 職		
期間の延長 を申請します。		氏 名 ㊟
1 申請の区分	<input type="checkbox"/> 配偶者同行休業 (2、3及び4に記入) <input type="checkbox"/> 期間の延長 (2、3及び5に記入) ( <input type="checkbox"/> 再度の延長)	
2 申請に係る配偶者	氏 名	
	職 業	
	申請時の所属先の名称 (所在地)	( )
	外国滞在事由	( )
	外国滞在中の所属先の名称 (所在地)	( )
	外国滞在事由の 継続する期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 職員及び配偶者の 外国滞在中の住所 (居所)		
4 申請期間	年 月 日から 年 月 日まで	
5 延長の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
既に配偶者同行休業 をしている期間	年 月 日から 年 月 日まで (うち、期間の再度の延長の場合における当初の配偶者同行休業の期間 年 月 日まで)	
6 備考		

- (注) 1 この申請書には、配偶者の滞在事由及び期間が確認できる書類を添付すること。  
2 期間の再度の延長を申請する場合には、「2 申請に係る配偶者」欄の「外国滞在事由」欄の最上欄の括弧内に、当該延長が必要な事情を記入すること。  
3 「3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所 (居所)」欄は、申請時点で未定の場合には「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所 (居所) を定め、届け出ること。  
4 「6 備考」欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業の内容 (配偶者の外国滞在事由、休業期間)、配偶者同行休業の期間を初めて延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入する。  
5 該当する口に、レ印を記入すること。

※ 所属記入欄

受理年月日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認
決裁年月日	年 月 日	職 氏 名 ㊟
決 裁 欄		

修学部分休業等条例第14条の2の規定による人事委員会の認定 認定日 年 月 日  不認定  不要

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。